

諮問番号 : 令和6年度諮問第1号(令和6年7月3日付け)

答申番号 : 令和6年度答申第2号(令和6年12月24日付け)

## 答 申

審査請求人〇〇が令和6年3月10日付けで提起した処分庁〇〇市福祉事務所長による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条第9項において準用する同条第3項の規定による生活保護変更申請却下決定処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇号。以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

審査請求人は、自身が原告となっている訴訟に関して〇〇裁判所に出頭するために利用した福祉有償運送の費用について、移送費の支給を求める生活保護変更申請を行った。当該申請を受けた処分庁は、本件処分によりこれを却下した。

本件審査請求は、審査請求人が本件処分の取消し及び移送費の支給を求めて提起したものである。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は多岐にわたるが、本件処分に関しおおむね次のように述べ、本件処分は取り消されるべきであると主張する。なお、審査請求人は、このほか、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの保護の開始決定に係る違法性の承継、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで処分庁が審査請求人に対して行った法第78条の規定による費用徴収決定処分の違法性、当該費用徴収決定処分に係る再審査請求に対して平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで岐阜県知事が行った裁決の違法性、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの間において〇〇市長が審査請求人に国民健康保険料の賦課徴収を行わなかったことの違法性、国民健康保険被保険者

証の不交付の違法性、住民票の記載と処分性、住民基本台帳と選挙権との関係、選挙人名簿に基づいて投票することができる地位を確認する利益、平成〇〇年〇〇月〇〇日の交通事故により審査請求人が加害者に対して取得した損害賠償請求権に係る〇〇市による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第64条第1項の規定による代位取得の問題等にも言及している。

## 1 審理手続における主張

(1) 「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付け障障発第0425001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「通院等介助通知」という。）は、「『通院介助』を『通院等介助』として居宅介護における通院介助の対象範囲を官公署まで拡大したところである」とし、通院等の範囲のひとつとして、「官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定相談支援事業所。以下同じ。）に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合」を掲げている。官公署には裁判所が入るので、生活保護変更申請をした。

生活保護は補足的に行われるものであるから、生活保護以外の手段により支援を行うことが可能である場合には、他の手段による支援を優先的に行うべきものである。

(2) 処分庁は、参議院議員通常選挙の投票に係る移送費、マイナンバーカード受取りに係る移送費、介護サービス担当者会議への出席に係る移送費、〇〇月の通院及び新型コロナウイルスワクチン〇回目接種に係る移送費、〇〇月の通院並びに高齢者インフルエンザ定期予防接種及び接種券交付手続に係る移送費並びに〇〇市議会議員選挙期日前投票に係る移送費を支給している。これらの処分は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第7の2(7)の移送費として給付できる要件に該当しない。

(3) 本件処分に係る通知書には、「『生活保護法による保護の実施要領』（昭和38年社発第246号厚生省社会局長通知）の第7-2-(7)の移送費として給付できる要件に該当しないため却下します。」としか記載されておらず、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用してなされたのかを了知することは困難であり、十分な理由付記を欠く点において、法第25条第2項及び第24条第4項並びに行政手続法（平成5年法律第88号）第14条に反し、違法である。

## 2 当審査会の調査審議手続における主張

上記第3の1の主張と同旨。

## 第4 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

審査請求人は、自身が原告となっている訴訟に関して〇〇裁判所に出頭するために福祉有償運送を利用したものであるところ、これは、局長通知第7の2(7)ア(ア)から(ク)までのいずれにも該当しない。

したがって、処分庁が移送費を支給しないこととしたことに違法又は不当な点はない。

## 第5 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと。
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること。

## 第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和6年 7月 3日	諮問
令和6年 9月 17日	審議（第21回第2部会）
令和6年10月 21日	審議（第22回第2部会）
令和6年11月 27日	審議（第23回第2部会）

## 第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

## 1 法の規定等

### (1) 法

ア 法第1条は、法の目的について、次のとおり規定している。

「第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」

イ 法第3条は、最低生活について、次のとおり規定している。

「第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」

ウ 法第4条は、保護の補足性について、次のとおり規定している。

「第4条 略

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 略

エ 法第11条は、保護の種類について、次のとおり規定している。

「第11条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 略

オ 法第12条は、生活扶助について、次のとおり規定している。

「第12条 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 略
- 二 移送

カ 法第15条は、医療扶助について、次のとおり規定している。

「第15条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一から五まで 略

六 移送

キ 法第15条の2は、介護扶助について、次のとおり規定している。

「第15条の2 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者をいう。第3項において同じ。）に対して、第1号から第4号まで及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第6項において同じ。）に対して、第5号から第9号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第115条の4第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第8号及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われる。

一から八まで 略

九 移送

2 略

ク 法第24条は、申請による保護の開始及び変更について、次のとおり規定している。

「第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一から五まで 略

2 略

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

5から8まで 略

9 第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

#### 10 略

### (2) 行政手続法

行政手続法第8条は、理由の提示について、次のとおり規定している。

「第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。」

### (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）は、その目的について、次のとおり規定している。なお、障害者総合支援法は、もともと「障害者自立支援法」という題名で公布された法律であるが、平成24年法律第51号により題名が改正されたものである。

「第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」

### (4) 局長通知

ア 局長通知第6は、他法他施策の活用について、次のとおり定めている。な

お、局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する「第1号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「第6 他法他施策の活用

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。

1 から3まで 略

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

5 から40まで 略

イ 局長通知第7の2(7)アは、移送費について、次のとおり定めている。

「ア 移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(サ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。この場合、(ア)若しくは(イ)に該当する場合であって実施機関の委託により使役する者があるとき、(ウ)、(オ)、(コ)若しくは(シ)に該当する場合であって付添者を必要とするとき又は(エ)に該当する場合の被扶養者にあつては、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食物費並びに日当（実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。）についても同様の取扱いとすること。

(ア) 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合

(イ) 要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合

(ウ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手續、施設入所手續、就職手續及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合

(エ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけてその者の属する世帯の世帯員として認定すべき被扶養者を引取りに行く場合

(オ) 被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する

場合であって、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合

(カ) (オ)に掲げる施設等に入所している被保護者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(キ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合

(ク) 被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合

(ケ) 被保護者（その委託による代理人を含む。）が、当該被保護者の配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族であって他に引取人のない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

この場合、遺体の運搬費を要するときは、その実費を認定して差しつかえない。

(コ) 被保護者が、配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

(サ) 被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。

この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。

(シ) 被保護者が出産又は妊婦健診（妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）に基づき公費負担の限度となっている回数に限る）のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所、通院又は通所する場合

(ス) 刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(セ) アルコールやその他薬物などの依存症若しくはその既往のある者

又はその同一世帯員が、病状改善や社会復帰の促進を図ることを目的とする事業や団体の活動を継続的に活用する場合若しくは当該事業や団体の実施する2泊3日以内の宿泊研修（原則として当該都道府県内に限る。）に参加する場合又は精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者若しくはその同一世帯員が、その事業を継続的に活用する場合であって、それがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。

(ソ) 被保護者が子の養育費の支払いを求める調停又は審判のため家庭裁判所に出頭する場合

(タ) 被保護者が実施機関の被保護者健康管理支援事業に基づく受診勧奨による、健診（例えば、健康増進法に基づく健康診査）又は保健指導のため通院又は通所する場合

#### (5) 通院等介助通知

通院等介助通知は、平成20年4月1日の「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）の一部改正について、次のとおり記載している。

「 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準）の一部が改正され、「通院介助」を「通院等介助」として居宅介護における通院介助の対象範囲を官公署まで拡大したところである。

また、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日付障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について）についても同様の改正を行ったところであるが、官公署の具体的範囲並びにその

具体的な取扱いは下記のとおりであり、平成20年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

#### 記

#### 1 略

#### 2 通院等の範囲について

「通院等」の範囲（以下「移動先」という。）については、以下の(1)から(3)に掲げるものであること。

##### (1) 略

(2) 官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所。以下同じ。）に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合

##### (3) 略

#### 3 略

別紙1から別紙5まで 略

## 2 本件処分について

### (1) 移送費を支給しないとしたことについて

審査請求人は、自身が原告となっている訴訟に関し裁判所に出頭した際の移送費を申請したのであるが、当該移送費を支給することが「健康で文化的な生活水準を維持すること」（法第3条）に当たるかどうかについては、「国民生活の実情に即してみる限り、人びとが日常生活において自ら当事者として訴訟に関与しなければならなくなることはそれほど普通の事柄ではなく、訴訟の追行が一般的に人間として日々の生活を営むために必要不可欠な需要になっているものと認めることは困難である。この点において訴訟は日常生活に直接かわる医療とは異なるものといわざるをえない。かくして、国民が訴訟を追行し裁判を受けること自体は、憲法25条にいう健康で文化的な最低限度の生活の内容をなすものではなく、国が資力のない国民の裁判費用について援助する措置をとらないからといって、直ちに憲法25条違反となるものではないと考

えられる。」（東京地方裁判所昭和54年4月11日判決（昭和48年（行ウ）第174号、第175号））との裁判例があるところ、当審査会も同様に解するものであり、審査請求人が同訴訟に関し裁判所に出頭するために要した費用は、最低限度の生活を保障する保護の対象となるものではない。

また、〇〇裁判所が同訴訟に関して審査請求人に対して出頭を求めたことは明らかであり、処分庁が審査請求人に対し、同訴訟のために同裁判所に出頭するよう指示又は指導した事実は認められない。さらに、処分庁が審査請求人に対し、同訴訟を提起するよう指示又は指導をした事実も認められない。よって、審査請求人が同訴訟のために同裁判所に出頭したことは、局長通知第7の2(7)ア(ウ)の「被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合」に当たらない。このほか、局長通知第7の2(7)ア(ア)、(イ)及び(エ)から(ク)までのいずれにも該当しないことは明らかである。

なお、移送費の基準について定める局長通知の内容に、不合理な点は見当たらない。

また、審査請求人が同訴訟のために〇〇裁判所に出頭したことが法第15条第6号に規定する医療扶助に係る移送及び法第15条の2第1項第9号に規定する介護扶助に係る移送のいずれにも該当しないことも明らかである。

したがって、処分庁が移送費を支給しないとしたことには違法又は不当な点はない。

## (2) 審査請求人の主張について

### ア 上記第3の1(1)の主張について

審査請求人は、法第4条第2項で「保護の補足性」が、局長通知第6で「他法他施策の活用」がそれぞれ規定されているから、通院等の範囲に官公署が含まれるとする通院等介助通知が優先して適用され、裁判所に出頭した際の費用についても移送費の給付が認められるべきであると主張するものと解される。

しかし、法第4条第2項の「他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」及び局長通知第6の「次に掲げるもの（(注)障害者総合支援法を含む。）は、特にその活用を図ること。」の規定は、「社会保険制度に基づく保険給付、恩給、その他最低生活の全部又は一部に充足し得る諸制度による給付又は扶助については、最低生活保障の基底である生活保護制度の発動以前にまずその活用を図らな

なければならないという趣旨」（「生活保護手帳 別冊問答集 2023年度版」157ページ、中央法規出版株式会社、令和5年10月30日発行）であって、生活保護の適用に際して他の法律に基づく通知が優先して適用される趣旨ではない。

また、法は、生活に困窮する国民に対して「最低限度の生活を保障する」ことが目的である。これに対して、障害者総合支援法は、障害者及び障害児に対して「必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行」うことが目的である。よって、法に基づく生活保護と障害者総合支援法に基づく給付とは、対象者の範囲や給付の内容が必ずしも一致するものではないから、障害者総合支援法による「通院等介助」が官公署に公的手続のために訪れる場合も対象にしているからといって、法による移送費も同様であるとはいえない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

#### イ 上記第3の1(2)の主張について

審査請求書及び反論書の記載並びに口頭意見陳述の結果によれば、審査請求人は、過去に支給を受けた移送費には、局長通知第7の2(7)アの移送費として支給できる要件に該当しないものがあり、それらは通院等介助通知を適用しなければ支給されないものであるから、本件処分に係る移送費も同様に支給されるべきであると主張するものと解される。

しかし、以上のとおり、法による移送費の給付の判断において通院等介助通知が適用されることがないことは上記第7の2(2)アで述べたとおりであり、そもそも生活保護における移送は一定の要件を満たす場合に給付されるものであるから、過去に移送の給付を受けたことがあるからといって、審査請求人の全ての移動が法による移送の対象となるということもできない。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

#### ウ 上記第3の1(3)の主張について

審査請求人は、本件処分に係る保護決定通知書の理由の記載では、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用してなされたのかを了知することは困難であり、十分な理由付記を欠く点において本件処分は違法であると主張する。

行政手続法第8条第1項本文が、行政庁が申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に同時にその理由を申請者に示さなければな

らないとしているのは、拒否事由の有無についての行政庁の判断の慎重と合理性を担保して恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に知らせずして不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同条の規定により「提示される理由の程度は、許認可等の性質、当該法令の趣旨、目的に照らし決定すべきであるが、理由提示を義務付ける趣旨から、抽象的・一般的なものでは不十分で、申請者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる（最高裁昭和38年5月31日2小判決・民集17巻4号617頁参照）。」（「逐条解説行政手続法〔改正行審法対応版〕」149ページ、一般財団法人行政管理研究センター編集、平成28年）とされている。また、「生活保護手帳 別冊問答集2023年度版」（中央法規出版株式会社、令和5年10月30日発行）の間10-14（392ページ）には、「本法において、決定通知書に決定理由を付記しなければならないこととされている（法第24条第4項、第25条第2項及び第26条）ことは、本法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあるところから、保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものである。したがって、決定通知書に付記すべき理由は、そのような趣旨を満足させるものでなければならない。これを保護の決定のそれぞれについて具体的に示すことは、困難であるが、個別のケースに応じて、決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましい。」と記載されている。

これを本件についてみると、本件処分に係る保護決定通知書の「決定した理由」には、単に局長通知第7の2(7)に該当しないというだけの一般的又は抽象的な記載にとどまらず、判断の基礎とした事実関係（審査請求人が原告となる裁判であること、〇〇裁判所から呼出状が発出されたこと、並びに処分庁が指示又は指導をしたものでないこと。）も具体的に示されていることから、本件処分の理由を明確に認識し得るものといえる。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

#### エ その他の主張について

審査請求人が主張するその他の事項について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの保護の開始決定に係る違法性が本件処分に承継される旨の主張については、同決定と本件処分とは先行処分と後行処分の関係になく、その余の事項についても、その主張するところは本件処分と関係あるものと解す

ることができないものか、上記の判断を左右するに足りないものであるから、いずれも審査請求人の主張には理由がない。

### 3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 4 付言

当審査会の結論及びその理由は上記のとおりであり、また、もとより処分庁を拘束するものではないが、この際、次の点を付言する。

本件処分の理由の提示は、上述のとおり、単に局長通知第7の2(7)に該当しないというだけの一般的又は抽象的な記載にとどまらず、判断の基礎とした事実関係も具体的に示されていることから、違法又は不当な点は認められない。

しかし、審査請求人は、本件処分がいかなる法規を適用してなされたのかを了知することは困難であると主張しているところ、本件処分通知書には、処分に当たって適用した根拠法令の条項は示されていない。処分庁においては、処分の根拠とした法令の条項を処分に係る通知書に記載するなど、処分理由の記載について改善を図ることが望まれる。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第2部会

部会長 岩田尚之、委員 池田紀子、委員 三谷晋